内閣官房令

○内閣官房令第二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項各号を次のように改める。

一　知的財産戦略本部に関する事務を掌理するもの

二　内閣官房副長官補を助け、中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び総合特別区域推進本部に関する事務を整理するもの

三　郵政民営化推進本部に関する事務等を掌理するもの

四　拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務を掌理するもの

五　ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、ＴＰＰ協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、分野別チームを統括するもの

六　前号の本部に置かれ、交渉チームを統括するもの

七　内閣官房副長官を助け、国土強靱化推進本部に関する事務を整理するもの

八　内閣官房副長官を助け、まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を整理するもの

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府法務省令第一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十四条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子

法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

（用語）

第一条　この命令で使用する用語は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」という。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）で使用する用語の例による。

（高度専門職省令における特別加算の規定の適用に係る特例）

第二条　指定地方公共団体が、特区法第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、高度人材外国人受入促進事業（国際戦略総合特別区域内において、特区法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項に基づく租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に定める課税の特例（以下「課税の特例」という。）の適用対象として認定地方公共団体が指定した本邦の公私の機関又は指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付する本邦の公私の機関において高度人材外国人の受入れを促進し、対日投資の促進及び国際競争力強化を図る事業をいう。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ及びロの規定の適用については、契約機関又は活動機関が課税の特例の適用対象として指定を受けている場合にあっては、当該機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定又は承認を受けているものと、指定地方公共団体から補助金の交付を受けている場合にあっては、補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けているものと、それぞれみなす。

附　則

第一条　この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号）附則第四条の規定による在留資格認定証明書（出入国管理及び難民認定法第七条の二に規定する証明書をいう。）の交付については、この命令の施行の日前においても、この命令の規定を適用する。

省　令

○文部科学省令第一号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条並びに学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第四条第一項及び第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に改め、「限る。）」の下に「、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）」を加え、「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）」を「特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）」に改め、同項第二号中「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「特定鳥インフルエンザ」に、「流行性耳下腺炎」を「流行性耳下腺炎」に、「咽頭結膜熱」を「咽頭結膜熱」に改め、同条第二項中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第十九条第二号イ中「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「特定鳥インフルエンザ」に改め、同号ニ中「顎下腺」を「顎下腺」に改める。

第一号様式中

予防接種	ポリオ 麻しん　Ⅰ期・Ⅱ期	ＢＣＧ	3種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） Hib　肺炎球菌	日本脳炎

を

予防接種	ポリオ 麻しんⅠ期・Ⅱ期 水痘	ＢＣＧ	3種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） Hib　肺炎球菌	日本脳炎 風しんⅠ期・Ⅱ期

に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月二十一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。